

(一財)都市農山漁村交流活性化機構<愛称:まちむら交流きこう>(以下、まちむら交流きこうとする)

登録農林漁業体験民宿又は認定指導者(インストラクター/エスコーター)、子ども農山漁村交流プロジェクト受入地域協議会(会員である農林漁家民泊/体験指導者)の皆様へ

グリーン・ツーリズム総合補償制度のご案内

グリーン・ツーリズム総合補償制度の宿舎賠償責任保険、グリーン・ツーリズム参加者傷害保険、体験指導者賠償責任保険は旅館賠償責任保険、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険、国内旅行傷害保険のペットネームです。保険金請求につきましては保険約款に従い保険金をお支払いいたします。

グリーン・ツーリズムに関わる皆様に「安心」をご提供します

補償制度の概要・特徴

○グリーン・ツーリズムに関わる

登録体験民宿、受入地域協議会の農林漁家民泊、参加者、体験指導者(認定インストラクター/エスコーター/一般指導者)それぞれのリスクを補償します。

必要な補償を選択してください

A 宿舎賠償責任保険

登録体験民宿、受入地域協議会(民泊)の運営に係わる様々なリスクをカバー!
(施設事故、生産物事故、受託物事故(登録体験民宿のみ)、災害時見舞金等)



B グリーン・ツーリズム参加者傷害保険

参加者の滞在中のケガや他人への法律上の賠償責任をカバー!



C 体験指導者賠償責任保険

体験活動中や地域案内中のミス等によって体験指導者が被る賠償責任をカバー!



○この制度は、グリーン・ツーリズム制度に基づいた独自の制度設計を行っている事に加え、団体契約方式・包括契約方式を採用していますので、簡単な手続きにてご加入いただけます。

加入締切日と補償期間

(1) 宿舎賠償責任保険、体験指導者賠償責任保険

	加入締切日	保険期間(補償期間)
新規加入	平成28年11月30日(水)	平成29年1月1日午後4時~平成30年1月1日午後4時
中途加入	加入月の前月20日まで	翌月1日午前0時~平成30年1月1日午後4時

※加入締切日を過ぎた場合、補償開始日は翌々月1日午前0時です。

(2) グリーン・ツーリズム参加者傷害保険

	加入締切日	特約期間
新規加入	平成28年11月30日(水)	平成29年1月1日午前0時~平成29年12月31日午後12時
中途加入	加入月の前月20日まで	翌月1日午前0時~平成29年12月31日午後12時

※加入締切日を過ぎた場合、補償開始日は翌々月1日午前0時です。

総合補償制度お問い合わせ先

取扱代理店:株式会社カワシマ(担当:川島・北嶋)

TEL 03-6206-9566 FAX 03-6206-4873

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社 担当課:公務第一部 公務第二課

TEL 03-3515-4124 FAX 03-3515-4125

※取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして取扱代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

登録に関するお問い合わせ先・加入依頼書の郵送先

一般財団法人 都市農山漁村交流活性化機構《まちむら交流きこう》保険担当

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町45 神田金子ビル5F

TEL 03-4335-1983, 1985 FAX 03-5256-5211

グリーン・ツーリズム総合補償制度加入フローチャート

登録体験民宿、受入地域協議会（民泊）の皆様

体験指導者
（インストラクター）
等の皆様

登録体験民宿である。

受入地域協議会（民泊）である。

Yes

Yes

〈総床面積方式〉

〈受入人数方式〉

Ⓐ

宿舍賠償責任保険

Ⓐ

宿舍賠償責任保険

Ⓒ

体験指導者
賠償責任保険

+

+

被災者見舞金補償プラン
（選択付帯）

被災者見舞金補償プラン
（基本付帯）

グリーン・ツーリズム参加者（宿泊者）全員に、体験期間中の傷害保険の手当を行う。

Yes

Ⓑ

グリーン・ツーリズム
参加者傷害保険（包括契約）

〈被災者見舞金補償プラン〉

- ・被災者見舞金補償プランとはレジャー・サービス施設費用保険（P5）のことをいいます。

〈総床面積方式〉 登録体験民宿に適用

- ・保険料の計算方法：施設の総床面積より算定します。
- ・「被災者見舞金補償プラン」はオプションで加入できます。

〈受入人数方式〉 受入地域協議会（民泊）に適用

- ・保険料の計算方法：受入予定人数×220円
- ・「被災者見舞金補償プラン」は基本付帯されます。

お申し込みは、**ⒶⒷⒸ用加入依頼書（兼Ⓐ用見積依頼書）** に必要事項をご記入いただきお申し込みください。

(1) Ⓐ登録体験民宿の場合の宿舍賠償責任保険の保険料お見積り

↳ **ⒶⒷⒸ用加入依頼書（兼Ⓐ用見積依頼書）** をまちむら交流きこうにFAXしてください。FAX 03-5256-5211
折返しお見積り書をお送りいたします。

(2) Ⓐ宿舍賠償責任保険、Ⓑグリーン・ツーリズム参加者傷害保険（包括契約）、Ⓒ体験指導者賠償責任保険のお申込み

↳ **ⒶⒷⒸ用加入依頼書（兼Ⓐ用見積依頼書）** にご捺印のうえ、
まちむら交流きこう保険担当まで郵送ください。

加入依頼書ご郵送先 〒101-0042

千代田区神田東松下町45 神田金子ビル5F
まちむら交流きこう保険担当

⑧ 宿舎賠償責任保険

(登録体験民宿向け：旅館賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険)

(受入地域協議会(民泊)向け：施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険)

加入対象者（被保険者：補償を受けることができる方）

(一財)都市農山漁村交流活性化機構の登録農林漁業体験民宿または、

子ども農山漁村交流プロジェクト受入地域協議会またはその会員である農林漁家民泊運営者

保険の内容

日本国内において民宿・民泊（加入対象者限定）の施設の維持・管理の不備や構造上の問題、または施設の用法に伴う仕事の遂行に起因する他人の身体障害・財物損壊事故や民宿・民泊施設内において販売もしくは提供した飲食物での食中毒事故、(また、民宿向けの場合のみ宿泊者からの預かり物の損壊・紛失・盗取・詐取事故)等の保険の対象事故が保険（補償）期間中に発生した場合、被保険者が第三者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

●旅館賠償責任保険● (登録体験民宿向け)

[保険金お支払い想定事例]

- 施設の管理不備が原因で火災により宿泊者が死傷した
- 宿泊客から預かったバッグが盗難にあった

保険金をお支払いする損害

以下のような事由に起因する法律上の賠償責任による損害

<施設事故>

民宿施設の所有・使用・管理上の過失または業務遂行上の過失による他人の身体障害・財物損壊

<生産物事故>

民宿で販売・提供した飲食物または土産物等の商品の欠陥が原因で生じた他人の身体障害・財物損壊

<受託物事故：正当な権利者に対する賠償責任>

業務遂行に関し宿泊客から預かり管理する等の所定の受託物の損壊、紛失、盗取、詐取

●施設賠償責任保険+生産物賠償責任保険● (受入地域協議会(民泊)向け)

[保険金お支払い想定事例]

- 従業員が配膳中に皿を落とし宿泊者の衣服を汚した
- 提供した食事や販売した飲食物が原因の食中毒が出た

保険金をお支払いする損害

以下のような事由に起因する法律上の賠償責任による損害

<施設事故>

民泊施設の所有・使用・管理上の過失または業務遂行上の過失による他人の身体障害・財物損壊

<生産物事故>

民泊で販売・提供した飲食物または土産物等の商品の欠陥が原因で生じた他人の身体障害・財物損壊

お支払いする保険金の種類およびお支払い方法（旅館賠償責任保険、施設賠償責任保険+生産物賠償責任保険共通）

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。

- ①法律上の損害賠償金…法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金
- ②争訟費用…損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が支出した弁護士費用、訴訟費用等
- ③緊急措置費用…被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
- ④損害防止軽減費用…被保険者が他人から損害賠償を受けることができる権利の保全・行使手続きまたはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために支出した必要・有益な費用
- ⑤協力費用…引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たるため被保険者に協力を求めた場合において、被保険者が引受保険会社に協力するために支出した費用

(注1) 上記①②④については、支出前に引受保険会社の同意が必要となりますのでご注意ください。

保険金のお支払い方法は次のとおりです

・上記①の法律上の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。(※旅館賠償責任保険で対象の受託物の損害賠償金については、支払限度額の範囲内であっても、その受託物の時価額が限度となります。)

・上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります(支払限度額は適用されません。)。ただし、上記②の争訟費用については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の①の損害賠償金に対する割合によって削減して保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合（旅館賠償責任保険、施設賠償責任保険+生産物賠償責任保険共通）

<賠償責任共通>

- 保険契約者・被保険者の故意
- 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- 核燃料物質や放射性同位元素等またはこれらに汚染された物の原子核の崩壊等による有害な特性またはその作用等に起因する損害
- 排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任
- (旅館賠償責任保険では除きます) 汚染物質の排出・流出・いつ出、漏出に起因する損害および汚染浄化費用。ただし、排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に発見・通知された場合を除きます。
- (旅館賠償責任保険では除きます) 石棉または石棉を含む製品等の発がん性など有害な特性に起因する損害 等

<施設事故>

- 民宿・民泊施設の修理・取り壊し等の工事による損害
- 航空機、自動車、原動機付自転車または施設外にある船・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除く)・動物の所有、使用、管理による損害
- 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込みによる損害 等

<生産物事故>

- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した飲食物・土産物等による損害
- 生産物の損壊自体の賠償責任 ○日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求(生産物賠償責任保険のみ) 等

<受託物事故>(旅館賠償責任保険のみ)

- 保険契約者、被保険者もしくはその使用人または被保険者と同居する親族等が行いまたは加担した盗取・詐取による損害
- 保険契約者、被保険者もしくはその使用人または被保険者と同居する親族等が私的な目的で使用している間に生じた事故による損害
- 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込みによる損害
- 預かった物が預け主に引き渡された後に発見された損壊による損害 等

●レジャー・サービス施設費用保険(被災者見舞金補償プラン)●

+ 傷害見舞費用追加担保特約条項
傷害見舞費用修正特約条項
(入院・通院見舞費用不担保)

登録体験民宿：ご希望により付帯できます
受入地域協議会(民泊)：付帯しています

日本国内において、民宿・民泊施設において保険期間中に火災、爆発、風水雪災や食中毒等の事故が発生したために、被保険者が事故への対応の為に支出した費用に対して保険金をお支払いします。

[保険金お支払い事例]

●火災発生により宿泊者が死亡。遺族に見舞金を出した。

保険金お支払い対象の事故

施設利用において、

- ① 火災、落雷、破裂または爆発、暴風等の風災、ひょう災、なだれ等の雪災または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・土砂崩れ等の水災、対象施設の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊によって、対象施設内の建物・工作物等に損害が生じた場合
- ② ①および③に掲げる事由以外の対象施設内での急激かつ偶然な外来の事故によって、利用者が身体の傷害(②における傷害には細菌性・ウイルス性食中毒は含まれません。)を被り、その結果死亡した場合または医師の治療を受けた場合
- ③ 施設内で製造、販売または提供した飲食物によって食中毒が発生した場合(所轄保健所長に届出があったものに限り)ます) 上記①、③における事故によって被保険者が事故発生日から1年以内に負担された被災者対応費用や被災者傷害見舞費用、および上記②の場合における被保険者が負担された傷害見舞費用に対して、保険金をお支払いいたします。

お支払いの対象となる支出費用

※下記の費用に対して、被保険者が負担することが必要かつやむを得ないものと引受保険会社が認める部分について支払限度額を限度に保険金をお支払いいたします。なお、被保険者が負担した費用が実質的に損害賠償金である場合についてはこの補償プラン部分の補償対象とはなりません。

●被災者対応費用

- 施設の利用者が上記①・③に掲げる保険金支払い対象の事故によって傷害を被り、その結果死亡した場合または医師の治療を受けた場合に支出される次の費用
- 被災者の法定相続人または代理人が現地を訪問するための所定の費用(交通費、宿泊費等)
- 捜索救助費用(被災者を捜索、救助または移送する活動に要した費用)
- 役員、使用人を現地等へ派遣するための所定の費用(交通費、宿泊費等)
- 被災者側との所定の対応関係費用(応対施設借上げ費用等)
- 被保険者が被災者の葬儀を営むために要した葬儀費用
- 被保険者が要した通信費用(電話代等)
- 移転費用(死亡被災者の遺体輸送費用等)

●被災者傷害見舞費用・傷害見舞費用

- 施設の利用者が①・③に掲げる事故によって傷害を被り、その結果死亡した場合または医師の治療を受けた場合、被災者または被災者の法定相続人に対して慣習として支払った次の費用
 - 死亡見舞費用 ●入院見舞費用(傷害見舞費用不担保)
 - 後遺障害見舞費用 ●通院見舞費用(傷害見舞費用不担保)
- 上記①・③に掲げる事故以外の、対象施設内での急激かつ偶然な外来の事故によって施設の利用者が傷害を被り、その結果死亡した場合または医師の治療を受けた場合に被災者または被災者の法定相続人に対して慣習として支払った次の見舞費用
- 死亡見舞費用 ●後遺障害見舞費用

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者、保険金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意、重大な過失
- 地震、噴火、津波
- 被災者の故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による、被災者自身に関する費用
- 被災者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒気帯び状態や、麻薬やシンナー等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態等で自動車、原動機付自転車を運転中等の事故による被災者自身に関する費用
- 被災者の脳疾患、疾病、心神喪失による被災者自身に関する費用
- 被災者の妊娠、出産、早産、流産または被災者に対する外科的手術その他の医療処置(外科的手術その他の医療処置による傷害が保険金が支払われる傷害の治療による場合を除きます)
- むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見がないもの等

●補償(支払)限度額

(免責金額は0円です。)

補償内容(支払限度額)			登録体験民宿	受入地域協議会(民泊)	
施設危険	対人賠償	1名につき	○	○	
		1事故につき			
	対物賠償	1事故につき			1000万円
生産物危険	対人賠償	1名につき	○	○	
		1事故につき			
		保険期間中の支払限度額			1億円
	対物賠償	1事故につき			200万円
		保険期間中の支払限度額	200万円		
受託物危険	現金有価証券 その他貴重品	フロント保管のもの	○	×	
		フロント保管以外のもの			
		1事故につき			10万円
	その他の受託物	1事故につき			10万円
	受託物危険について、保険期間中支払限度額100万円です。				
被災者対応費用	1事故につき100万円×被災者数		○	注	
被災者傷害見舞費用 傷害見舞費用	死亡(※1)	1名につき	○	○	
	後遺障害(※2)	障害の程度に応じて 1名につき50万円×所定の保険金支払割合(100%~4%)を乗じた額			

注)登録体験民宿の場合は、オプション付帯となります。

※1 事故の日から180日以内に死亡した場合。なお、被災者について同一事故による傷害に対して既に支払った後遺障害見舞費用保険金がある場合は、50万円から既に支払った金額を控除した金額を限度とします。

※2 事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合

●宿舍賠償責任保険
保険料例

被災者見舞金補償プラン	総床面積	50㎡	100㎡
付帯なし		1,550円	3,080円
付帯あり		2,240円	4,440円

㊤ グリーン・ツーリズム参加者傷害保険（国内旅行傷害保険）

▶ グリーン・ツーリズム参加者傷害保険とは

グリーン・ツーリズム参加者（被保険者）が急激かつ偶然な外来の事故によるケガや、他人の身体・財物に損害をあたえ、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

※補償内容については、P.7「保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合」をご確認ください。

▶ 加入方式

（一財）都市農山漁村交流活性化機構を契約者とし、グリーンツーリズム体験行事に参加される方全員を被保険者とする包括契約です。契約内容変更に関する請求権、解約請求権等は原則として契約者が有します。加入者の年間（特約期間）の予定参加者（宿泊者＝被保険者）数にて算出された暫定保険料をお振りこみいただき、毎月の実参加者数を機構に報告いただくことにより、1年間宿舎に宿泊し体験活動に参加されるお客様を漏れなくすべて補償します。（特約期間終了後、報告いただいた実参加者数に基づく確定保険料と暫定保険料の差額を精算させていただきます）ただし、特約期間の途中で、毎月の報告に基づいて計算した額の合計（確定保険料の合計）が暫定保険料を超えたときは、追加暫定保険料をお支払いいただきます。報告に誤りや漏れがありますと、保険金が支払われない場合がありますので、ご注意ください。

▶ お支払いとなる具体例

〈死亡・後遺障害・入院通院の傷害事故〉

- 体験活動中に誤って農業用貯水池に落ちて死亡した
- 体験活動中誤ってカマで自分の指を切ってしまった
- 誤って旅館の階段から転落して打撲した
- 宿の火災で火傷をしてしまった
- スキー体験中、誤ってゴンドラから落ちてしまった 等

〈賠償責任〉

- 宿の備品を壊してしまった
- 斧で他の参加者にケガをさせてしまった
- 釣針で他の参加者の衣服を破ってしまった 等



● 保険金額

傷害死亡保険金額	300万円
傷害後遺障害保険金額	300万円 後遺障害の程度に応じて後遺障害保険金額の4%～100%（12万円～300万円）
傷害入院保険金（日額）	3,000円
傷害手術保険金	入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。
傷害通院保険金（日額）	1,500円
賠償責任保険金額	1事故あたり3,000万円限度（免責金額 0円）

● 保険料

保 険 期 間	通常の体験活動（国内旅行傷害保険）				
	2日(1泊2日)まで	4日(3泊4日)まで	7日(6泊7日)まで	14日(13泊14日)まで	15日以上 (14泊15日～1ヶ月)まで
保 険 料 (1人あたり)	207円	248円	289円	403円	658円

●保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合（国内旅行傷害保険）

ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合				
傷 害	死 亡 保 險 金 日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）。	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ①既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額となります。	●ご契約者、被保険者（保険の対象となる方）または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ●けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、流産によるケガ ●外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、内乱、暴動等によるケガ*8 ●核燃料物質の有害な特性等によるケガ ●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外の航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ（補償する場合は特別危険担保特約をセットし、別途割増保険料をお払い込みいただきます。） ●自動車等の乗用具による競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ ●むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの 等 *8「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。				
	後遺障害 保 險 金 日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*1が生じた場合。 *1 治療*2の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者（保険の対象となる方）の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。	後遺障害*1の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%の割合を乗じた額をお支払いします。 ①保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。					
	入 院 保 險 金 日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、入院*3された場合。	入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ①事故の発生の日からその日を含めて180日（支払対象日数）を経過した後の入院*3に対しては、入院保険金はお支払いできません。 ②支払対象となる「入院日数」は、180日（支払限度日数）を限度とします。 ③入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。					
	手 術 保 險 金 日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、その治療*2を直接の目的として手術*4を受けられた場合。 *4 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ②先進医療*5に該当する所定の手術 *5 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）。	入院保険金日額に次の倍率を乗じた額をお支払いします。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>① 入院中に受けた手術*4</td> <td>10倍</td> </tr> <tr> <td>② 上記以外の手術*4</td> <td>5倍</td> </tr> </table> ①1事故に基づくケガに対して上記①②の両方の手術を受けた場合には、10倍となります。 ②1事故に基づくケガについて、1回の手術に限りま。		① 入院中に受けた手術*4	10倍	② 上記以外の手術*4	5倍
	① 入院中に受けた手術*4	10倍					
② 上記以外の手術*4	5倍						
通 院 保 險 金 日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、通院*6された場合。 *6 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療*2を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 *7 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。	通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ①事故の発生の日からその日を含めて180日（支払対象日数）を経過した後の通院*6に対しては、通院保険金はお支払いできません。 ②支払対象となる「通院日数」は、90日（支払限度日数）を限度とします。 ③通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガを被った約款所定の部位を固定するために被保険者（保険の対象となる方）以外の医師の指示によりギプス等*7を常時装着したときは、その日数について、通院をしたものとみなします。 ④入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。 ⑤通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払原因となるケガを被った場合においても、重複しては通院保険金を支払いません。						
賠 償 責 任 金 (オプション) 日本国内旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合。	損害賠償金の額をお支払いします。 ①ただし、1回の事故について、賠償責任保険金額を限度とします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできることがあります。 ②国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ③東京海上日動の直接折衝について相手方の同意が得られない場合や被保険者（保険の対象となる方）に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ④損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ弊社にご相談ください。 ⑤他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。						

*2 被保険者（保険の対象となる方）以外の医師が必要であると認め、被保険者以外の医師が行う治療をいいます。
 *3 自宅等での治療*2が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

・上記「傷害」におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、急性性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。（たとえば職業病、テニス肩等）。
 ・「日本国内旅行中」とは日本国内において、旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行行程中」をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者（保険の対象となる方）が居住している戸室内をいいます。

㊦ 体験指導者賠償責任保険（施設賠償責任保険）

加入対象者（被保険者：補償を受けられる方）

（一財）都市農山漁村交流活性化機構の登録民宿の経営者又は従業員または
認定指導者（インストラクター/エスコーター）、子ども農山漁村交流プロジェクト受入地域協議会員

体験指導者賠償責任保険

体験活動中の指導ミスや行事運営等の体験インストラクター業務の遂行に起因して生じた対人・対物事故（他人の身体障害・財物損壊）が日本国内において保険期間中に発生し、被保険者である体験指導者の皆様が体験活動参加者などの第三者に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

お支払いとなる具体例

- 体験活動中、指導上のミスが原因で参加者を死亡させた
- 体験活動資材を運搬中、誤って落下させ第三者にケガをさせた
- 体験活動で使用中の組み立てテントが倒れ、参加者にケガをさせた
- 体験活動中、運営ミスにより誤って民家の塀に傷をつけた 等



お支払いする保険金の種類およびお支払い方法

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。

- ①法律上の損害賠償金…法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金
- ②争訟費用……………損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が支出した弁護士費用、訴訟費用等
- ③緊急措置費用……………被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
- ④損害防止軽減費用……………被保険者が他人から損害賠償を受けられることができる権利の保全・行使手続きまたはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために支出した必要・有益な費用
- ⑤協力費用……………引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たるため被保険者に協力を求めた場合において、被保険者が引受保険会社に協力するために支出した費用

（注1）上記①②④については、支出前に引受保険会社の同意が必要となりますのでご注意ください。

保険金のお支払い方法は次のとおりです。

- ・上記①の法律上の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
- ・上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は適用されません。）。ただし、上記②の争訟費用については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の①の損害賠償金に対する割合によって削減して保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者・被保険者の故意
- 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- 被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体の障害
- 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
- 施設の修理、改造等の工事に起因する損害
- 販売した商品、飲食物が原因となって食中毒その他の事故を起こした場合の損害
- 仕事の終了または引き渡しの後、その仕事に欠陥があったために生じた事故による損害
- 汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出に起因する損害および汚染浄化費用。ただし、排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に発見・通知された場合を除きます。
- 石綿または石綿を含む製品等の発がん性など有害な特性に起因する損害
- 核燃料物質や放射性同位元素等またはこれらに汚染された物の原子核の崩壊等による有害な特性またはその作用等に起因する損害
- 次に掲げるものの所有、使用または管理：
 - ・自動車、原動機付自転車または航空機
 - ・昇降機（もっぱら貨物の運搬用に供されるものを除きます）
 - ・施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます）または動物 等

●支払限度額・保険料

免責金額は0円です。

		支払限度額		保 険 料
体験指導者賠償責任保険	対人賠償	1名につき 1事故につき	1億円 3億円	1,300円 (1人あたり)
	対物賠償	1事故につき	1,000万円	

●もし事故が起きたときは

(賠償責任保険)

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

(レジャー・サービス施設費用保険)

事故の発生を知った場合は、事故発生日から30日以内に、事故発生の状況、その他の必要事項について書面で取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

●ご加入にあたってのご注意

(告知義務)

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（取扱代理店には、告知受領権があります。）。

(通知義務)

(施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、国内旅行傷害保険)

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないあるいは保険金が削減されることがあります。

(旅館賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険)

ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項（告知事項かつ通知事項）に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。

(国内旅行傷害保険)

通知義務の対象ではありませんが、住所等を変更した場合にも、ご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

(保険金請求の際のご注意（賠償責任保険）)

賠償責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に対するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することが出来ます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払できるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合

②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

●傷害保険の死亡保険金は原則として法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を特定の方を指定する場合は、必ず被保険者（保険の対象となる方）の同意を得てください。また、同意のないままにご加入をされた場合には保険契約が無効となります。

●示談交渉サービスは行いません。（賠償責任保険）

この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、ご加入者（被保険者）ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますのであらかじめご承知おきください。なお、引受保険会社の同意を得ないで、ご加入者側で示談をなされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。

●賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の同意が必要となります。

●この保険は、賠償責任を除き日本国内で発生した事故のみ対象となります。

●＜他の保険契約等がある場合＞

(賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険)

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

傷害保険の場合、他の保険会社または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

●特約期間が始まった後であっても、取扱代理店または引受保険会社が暫定保険料（追加暫定保険料を含みます。）を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

～個人情報の取扱いに関するご案内～

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ (<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>) をご参照ください。

この保険は一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構（以下、「まちむら交流きこう」とする）を保険契約者とし、まちむら交流きこうの登録（認定）者、体験行事参加者等を被保険者とする旅館賠償責任保険、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険、国内旅行傷害保険です。このご案内は、各保険の内容についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。契約内容変更に関する請求権、保険証券の請求権、保険契約の解約権等は原則としてまちむら交流きこうが有します。なお、この保険の詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によります。保険約款内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、旅館賠償責任保険、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険、国内旅行傷害保険の内容について、保険金のお支払条件その他ご不明の点がありましたら取扱代理店または保険会社におたずねください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレット内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

＜重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)＞

団体保険にご加入いただくお客様へ(必ずお読みください)

契約概要・注意喚起情報のご説明

- 本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明点等につきましてはパンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。なお、主な保険約款については弊社ホームページ (<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html>) にも掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります。詳しくはパンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください)。
- 契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく保険のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- ご家族等の方が被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。)となる場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。

※パンフレットおよび加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願い申し上げます。

契約概要のご説明

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。以下同様とします。)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。

この保険の名称、ご契約者となる団体やご加入いただける被保険者の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

(2) 補償の内容・保険期間(保険のご契約期間)

①保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、②保険金をお支払いしない主な場合、③保険期間等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

(3) 引受条件(保険金額 * 1 等)

この保険での引受条件(保険金額 * 1 等)は予め定められたご契約タイプの中からお選びいただくこととなります。ご契約タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

* 1 団体長期障害所得補償保険の場合は支払基礎所得額×約定給付率をいいます。

東京海上日動火災保険株式会社

保険に関するご意見・ご相談は:本説明書もしくはパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

事故のご連絡・ご相談は :東京海上日動安心110番(事故受付センター)
(受付時間:365日 24時間)



0120-119-110

※事故は119番-110番

携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間:平日午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

2. 保険料・払込方法

保険料はご加入いただくご契約タイプ等によって決定されます。保険料・払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

注意喚起情報のご説明

1. 補償の重複に関するご注意

- 賠償責任を補償する特約等をご契約される場合で、被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約(他の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください(1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。)

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(加入依頼書等に関する注意事項)

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから保険金等のお支払いが発生するリスクが高い方等が無条件にご加入されますと保険料負担の公平性が保たれません。
- このためご加入時には、告知義務(ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出てください)があります(弊社代理店は弊社に代わって告知を受領することができます。)。告知義務の内容等についてはパンフレット等をご確認ください。特に健康状態に関する告知が必要な商品については、被保険者となられる方の健康状態に応じてお引受けを行っており、健康状態に関して告知いただいた内容によってはお引受けをお断りさせていただくことがあります。健康状態に関する告知は必ず被保険者となられる方ご自身が事実をありのままに正確にご回答ください。
- もし、故意または重大な過失によって、告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。ただし、「告知義務違反による解除の期間に関する特約」がセットされている場合(約款に同内容の規定がある場合を含みます。)は、以下の取扱いとなります。
 - ・保険期間が1年以内のご契約の場合:支払責任の開始日 * 2から1年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。
 - ・保険期間が1年を超えるご契約の場合:支払責任の開始日 * 2から2年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

* 2 ご契約を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日となります。

○ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合は、保険金お支払いの対象となります。

○なお、ご加入を解除させていただく場合以外にもご契約の締結状況により保険金をお支払いできないことがあります。例えば、『現在の医療水準では治りが困難な病気・症状について、故意に告知をされなかった場合』等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、経過年数に関わらず、保険金をお支払いできないことがあります。

○加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

(2) ご加入後における留意事項(通知義務等)

○通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に代理店または弊社に連絡していただきたい義務)や各種手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。ご連絡や手続き等がないと、ご加入を解除したり保険金をお支払いできないこと等があります。

○ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、加入依頼書等に記載の通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

(3) 次回更新契約のお引受け

保険金請求状況等によっては、次回以降の更新のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので予めご了承ください。

ご加入時に特定の疾病等について保険金をお支払いしない条件でお引

受けをした場合であっても、その保険商品の健康状態に関するすべての質問事項について新たに告知いただくことで、更新にあたりその特定の疾病等を保険金お支払いの対象とするご加入内容に変更できる場合があります。

ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや引受条件を制限させていただく場合がありますので、ご注意ください。

3. 責任開始期

保険責任は、原則として、パンフレット等記載の保険期間の開始時から始まります。

ただし、保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくは、パンフレット等にてご確認ください。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 始期前発病不担保の取扱い変更

(約款上、始期前発病不担保の規定のある疾病または介護を保険金支払事由とする商品にかぎります)

ご加入を更新されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の支払責任の開始日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等は保険金のお支払い対象とはなりません。(始期前発病不担保といえます。)

ただし、初年度契約の支払責任の開始日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等についても、初年度契約の支払責任の開始日から1年*3を経過した後開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払い対象となります。

*3 保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。

(2) その他

パンフレット等をご確認ください。

5. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

詳細は後記<引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて>等をご確認ください。

6. 個人情報の取扱いについて

後記<個人情報の取扱いに関するご案内>もしくは加入依頼書等をご確認ください。

7. 新たな保険契約への乗換えについて

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご注意ください。

① 現在のご加入を解約、減額等される場合の不利事項

○多くの場合、返れい金はお払込保険料の合計額より少ない額となります。特にご加入後短期間で解約されたときの返れい金は、まったくないか、あってもごくわずかとなる場合があります。

② 新たな保険契約にご加入される場合のご注意事項

○新たにご加入の保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りしたり、特定の疾病を補償対象外としてお引受けする場合があります。

○新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間(新たにご加入の保険契約のご契約期間)の初日における被保険者の年齢等により計算される場合があります。

○新たにご加入の保険契約の保険料については、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

○新たにご加入の保険契約について告知をいただく際、告知されなかったり、事実と異なることを告知されると告知義務違反としてご加入が解除され保険金が支払われない場合があります。

○新たにご加入の保険契約の保険始期前に被ったケガまたは病気・症状に対しては、保険金が支払われない場合があります。現在のご加入を継続していれば保険金のお支払い対象となる場合でも、乗換えて新たにご加入の保険契約ではお支払い対象にならない場合があります。

○新たにご加入の保険契約の保険期間の初日と支払責任の開始日が異なる場合があります。

(例えば、乗換えて新たにご加入の保険契約が「がん保険(1年契約用)」である場合、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約するとがんの補償のない期間が発生します。)

8. 被保険者からのお申し出による解約

被保険者からのお申し出によりその被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、被保険者となるご家族等の皆様にご説明いたしますようお願い申し上げます。

9. 保険金のご請求・お支払いについて

(1) 事故が発生した場合の手続き等

事故が発生した場合の手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。

(2) 保険金請求書類

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- ・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことは事故状況等を証明する書類または証拠
- ・住民票、戸籍謄本等の被保険者または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
- ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明するレントゲン・MRI等の書類または証拠、被保険者以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
- ・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、当社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
- ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

※携行品一式特約付帯動産総合保険、またはヨット・モーターボート総合保険の場合は、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

<携行品一式特約付帯動産総合保険の場合>

- ・損害額を証明する書類(被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書、既に支払がなされた場合はその領収書および被害が生じた物の写真や画像データを含みます。)
- ・所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
- ・保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書
- ・事故の発生した敷地内の見取図
- ・被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者すべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類

<ヨット・モーターボート総合保険の場合>

- ・損害額を証明する書類(被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書、既に支払がなされた場合はその領収書および被害が生じた物の写真や画像データを含みます。)
- ・保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書
- ・被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者すべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ・保険金をお支払いする場合に該当することを証明する書類(被保険者の登記簿謄本、戸籍謄本、印鑑証明、会社案内、請負契約書、業務委託契約書等)
- ・事故の原因・状況および被害の程度・金額を確認できる書類(公の機関が発行する事故証明書、被保険者の事故報告書、事故現場の写真、図面、被害物の写真、価額を確認できる書類、修理費用等の見積書、被害者の診断書、被害者の休業損害・逸失利益算定の基礎となる収入の額を示す書類等)
- ・被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
- ・争訟費用等の費用の支出を証する領収書または精算書
- ・被保険者が保険金の請求をするることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
- ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類

(3) 代理人からの保険金請求

被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がない場合は、被保険者の配偶者等のご家族のうち弊社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明いたしますようお願い申し上げます。

(4) 賠償責任保険金等のお支払いについて

被保険者が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られます。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

10. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受

保険会社については、本説明書もしくはパンフレット等をご確認ください。

<個人情報の取扱いに関するご案内>

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

11. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご加入時にご契約者、被保険者または保険金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社をご加入を取り消すことができます。
- 以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。
 - ・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもってした場合
 - ・死亡保険金受取人を指定する場合において、その被保険者の同意を得なかったとき（その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は除きます。）
- 以下に該当する事由がある場合には、弊社をご加入を解除することができます。この場合または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合 等

<引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、経営が破綻した場合には、ご加入される保険種類によりましては「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、所定の割合まで補償されます。

「損害保険契約者保護機構」の補償対象保険種類および補償割合につきましては、下表をご確認ください。

保険種類	補償割合	
	保険金	返れい金等
保険期間1年以内の傷害保険 普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、フルガード保険特約付帯普通傷害保険・家族傷害保険、子ども総合保険、自転車総合保険、医療保険基本特約付帯普通傷害保険・家族傷害保険、がん保険基本特約付帯普通傷害保険・家族傷害保険 等	破綻後 3か月間は 100% 3か月経過後は80%	80%
個人賠償責任保険、ゴルファー保険、ハンター保険、携行品一式特約付帯動産総合保険、ヨット・モーターボート総合保険、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険、旅館賠償責任保険 等	破綻後 3か月間は 100% 3か月経過後は80%	*4
所得補償保険、団体長期障害所得補償保険、医療保険(1年契約用)、がん保険(1年契約用)、医療費用保険 等	90%	90%
保険期間1年超の傷害保険 普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、子ども総合保険、自転車総合保険 等	*5	*5

*4 ご契約者が個人・小規模法人*6・マンション管理組合（以下「個人等」といいます）の場合に対象となります。また、ご契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

*5 引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合は、保険金、返れい金等の補償割合は90%を下まわります。

*6 「小規模法人」とは、破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人および外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限ります。）をいいます。

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- 保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）、お支払いする保険金
- 保険期間（保険のご契約期間）
- 保険金額（ご契約金額）
- 保険料・保険料払込方法

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等に記載されている問い合わせ先までお問い合わせください。

【ご加入いただく商品に応じてご確認ください事項】

- 被保険者の範囲についてご確認くださいませましたか？

【すべての商品に共通してご確認ください事項】

- 加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認くださいませましたか？

特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」、「補償の重複に関するご注意*」が記載されていますので必ずご確認ください。

* 例えば、賠償責任を補償する特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

東京海上日動火災保険株式会社

07ut-GJ05-08022-201511

<2016年5月保険業法改正版>